

【訂正箇所】

一般廃棄物処理基本計画等の策定及び新たなごみ処理施設の建設候補地の選定について（中間答申）本文

正 誤 表

（誤）

本委員会といたしましては、本委員会で平成27年10月15日に決定した建設候補地選定の手順により選定され組合から示された別添の新施設建設候補地（案）について適当であると認めます。

（正）

本委員会といたしましては、本委員会で平成26年10月15日に決定した建設候補地選定の手順により選定され組合から示された別添の新施設建設候補地（案）について適当であると認めます。